

確定申告はマイナンバーカードとスマホでさらに便利に！

確定申告はスマホを使って自宅からe-Tax！

国税庁ホームページでは、マイナンバーカードとスマホやパソコンを使って、所得税・消費税の申告書を作成し、e-Taxで提出することができます。

e-Taxで申告することにより、「還付金の早期還付（3週間程度）」・「確定申告期間中に24時間利用可能（メンテナンス期間を除く）」・「保存データの使用による翌年申告の簡略化」など、様々なメリットがあります。

感染症対策の観点からも、自宅からマイナンバーカードを使用したスマホ申告を、ぜひご利用ください。

「所得税の確定申告についてのお知らせ（自宅等からのe-Tax申告について）」⇒



マイナンバーカード×マイナポータル連携で確定申告書に自動入力！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます。

令和5年分確定申告から、新たに給与所得の源泉徴収票、国民年金基金掛金及びiDeCo・小規模企業共済掛金も、マイナポータル連携の対象となりました。自動入力の対象範囲は、今後も拡大予定です。

なお、給与所得の源泉徴収票の情報が自動入力の対象となるのは、令和6年2月以降であり、お勤め先が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です。

「マイナンバーカードでマイナポータルと連携して確定申告に自動入力」⇒



税務相談はぜひチャットボットをご利用ください

チャットボットとは、利用者の知りたい情報について、メニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AIが自動で回答を表示するウェブサービスです。

税に関する疑問について、電話での相談に比べて気軽に質問できたり、国税庁ホームページに掲載している税の情報に短時間でアクセスすることができます。

- ・所得税の確定申告については、令和6年1月4日よりご利用でき、医療費控除や住宅ローン控除など各種控除のほか、株式の配当金や副業で得た収入の申告に関する質問など、所得税全般のご相談をさせていただきます。
- ・消費税の確定申告については、令和6年2月上旬よりご利用でき、インボイス制度のほか、消費税額の計算方法・申告手続など、新たに課税事業者になった方から多く寄せられる事項を中心にご相談いただけます。



税務相談チャットボット
はこちらから！

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp>

お問い合わせ：函館税務署 TEL 0138-31-3171